

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01317

研究課題名（和文）現代刑事事実認定における経験則の実際の機能と理論的意義についての総合的研究

研究課題名（英文）A Comprehensive Study of the Practical Function and Theoretical Significance of the Empirical Rule in Contemporary Criminal Fact-Finding

研究代表者

豊崎 七絵（Toyosaki, Nanae）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：50282091

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、被告人の虚偽弁解行為や自白的言動、暴力団における被告人と実行行為者の上下関係といった間接事実を決め手に、被告人の犯人性を認定する手法は、多角的な証拠群を欠き、かつ実証性を欠く素朴な「経験則」に依存するという二重の意味で、証拠上の脆弱性を持つことを明らかにした。また、コミュニケーション能力に乏しい者による自白や供述内容が変遷している自白であるにもかかわらず、他の間接事実と矛盾しないとしてその信用性を肯定したり、あるいは間接事実との総合評価によって被告人の犯人性を認定したりする手法は、「人は自分に不利益な嘘はつかない」という素朴な「経験則」に依存するものであることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、経験則に関する伝統的な学説に対し根本的なパラダイム転換の必要性を説く点で、学界に一石を投じるものである。また本研究は、経験則に大きく依存することによって自白や一定の間接事実を決め手に位置付けても、証拠の脆弱性はカバーできないことを解明し、誤判・冤罪の原因の一端を明らかにしている点で、社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study has shown that the method of determining a defendant's guilt based on indirect facts, such as the defendant's false exculpatory acts, confessional behavior, and the hierarchical relationship between the defendant and the perpetrator in a gang, has evidentiary weaknesses in the double sense that it lacks a multifaceted body of evidence and relies on a naive "rule of thumb" that lacks empirical validity. In addition, the method of affirming the credibility of a confession by a person with poor communication skills or a confession with shifting statements as consistent with other indirect facts, or recognizing the guilt of the accused based on a comprehensive evaluation of such a confession and indirect facts, depends on a simple "rule of thumb": "People do not tell lies that are harmful to themselves".

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 経験則 事実認定 証拠評価 間接事実 情況証拠 自白 鑑定

## 1. 研究開始当初の背景

近年、経験則が罪責認定方向での証拠評価ないし事実認定を左右するほど、大きな役割を果たしている事例がみられる。だが経験則は本来証明の対象ではないとされてきたことも相俟って、証拠の脆弱性を潜脱するための道具とされている場合がある。

## 2. 研究の目的

本研究は、刑事事実認定における経験則の機能と意義を総合的に解明し、ひいては刑事事実認定のあり方を具体的に提案することを目的とするものである。すなわち、間接事実の推認力評価、鑑定、供述証拠の信用性評価という、互いに有機的な関係にある問題群を検討することによって、経験則の実際的意義と理論的意義を総合的に解明する。また「経験則は本来証明の対象ではなく、特別の知識経験を有する場合のみ、鑑定等で明らかにする必要がある」という伝統的な学説に対し、根本的なパラダイム転換の必要性を提唱する。

## 3. 研究の方法

経験則が罪責認定方向での証拠評価ないし事実認定を左右するほど大きな役割を果たしている事例を調査分析する。

## 4. 研究成果

### (1) 間接事実の推認力評価と経験則との関係

被告人の自白的言動や虚偽弁解行為、被告人と実行行為者の上下関係を前提とした暴力団の行動様式といった間接事実について、事実上決め手となりうる程の強い推認力があるという評価を合理化する「経験則」について検討した。まず自白的言動については、一般的に間接事実(状況証拠)の一種とされる一方、自白供述と同様の性格を併せ持つ点で他の間接事実の類型とは異なる考慮を要する。後者の暴力団の行動様式については、実証的裏付けのない、暴力団に対するステレオタイプが「経験則」とみなされる傾向にある。

自白的言動や虚偽弁解行為は、犯人の言動に関する経験則を媒介に、決め手とされるものである。すなわち、「人はウソをついてまで不利益な事実を暴露しない。それゆえ、敢えて自分に不利益な事実を供述するのは真実(有罪意識の徴憑)である」、「犯人は罪をまぬがれるために嘘をつく」、「犯人は犯罪を成し遂げるのに合理的な言動をなす」といった「経験則」は、犯人の言動に関する経験則として、罪責認定方向での証拠評価ないし事実認定に決定的な役割を担うことがある。しかし、これらの経験則はそれ自体証明されていないばかりか、このような経験則に依存する証拠評価ないし事実認定の手法は、裏を返せば、多角的な証拠による総合評価が不可能であり、また当該「経験則」自体証明されていないという二重の意味で、証拠の脆弱さを示すものである。

### (2) 鑑定、供述の信用性評価、経験則の関係

従来、供述心理学鑑定と自由心証主義の対立が指摘されてきた。もっとも鑑定とは職業裁判官(そして裁判員)の経験則の不足を補うものとして位置付けられ、かつ、自由心証主義も経験則による規律に服すると考えられているから、本来、鑑定と自由心証は対立しないはずである。むしろ上述の対立は、一般的に証明の対象とされてこなかった裁判官の「経験則」と供述心理学鑑定による経験則との対立を意味する。

(1)(2)の考察から、「経験則」といっても、そのソースと実証性について、具体的に検討する必要があることが判明した。

### (3) 自白等の供述証拠評価と経験則との関係

犯人性の認定にあたり、自白や目撃供述等の供述証拠がある事案に関して、以下の問題について検討を行った。第一に、自白等の供述証拠の信用性評価について、当該供述以外の補助事実が果たす役割である。第二に、犯人性の認定について、当該供述以外の間接事実(状況証拠)が果たす役割である。

第一の問題に関しては、自白等の供述証拠がある場合でも、それ以外の証拠によって認定できる事実との関係で自白の信用性を検討するという手法があるところ、自白等の供述証拠それ自体に見いだされた問題点(供述者のコミュニケーション能力の問題、供述の変遷等)との関係で、どのような課題があるか、検討した。すなわち供述証拠以外の証拠によって認定できる事実によって犯人性について一定の絞り込みを行ったという理由で、供述証拠それ自体の問題点を度外視し、もっぱら供述したという結果を重視して信用性評価をしてよいか、ということについて考

察した。

また第二の問題に関しては、間接事実による推認により犯人性について一定の絞り込みを行ったものの、それだけでは合理的疑いを容れない程には証明されていない場合、上述のような自白等の供述証拠と間接事実の総合評価を行うことについて、検討を行った。つまりこれは、第一の問題と同様、自白等の供述証拠それ自体の問題点を度外視して、もっぱら供述したという結果を重視して、これを総合評価に入れてよいか、ということについて考察した。

いずれにしても、供述者のコミュニケーションの能力の問題や供述の変遷等が軽視されてしまうのは、「人はウソをついてまで不利益な事実を暴露しない。それゆえ、敢えて自分に不利益な事実を供述するのは真実（有罪意識の徴憑）である」という「経験則」を優越させているからである。しかしこのような「経験則」は、虚偽自白を原因とする誤判に照らし、もはや通用するものではないというべきである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 102号
2. 論文標題 大崎事件最高裁決定による刑訴法411条1号準用の「論理」とその不当	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 69-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 25
2. 論文標題 取調べ録音録画記録と自白評価・事実認定（今市事件控訴審判決）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 203-206頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 95号
2. 論文標題 最判平22・4・27の読解とその活用可能性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 93-97頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 85巻3=4号
2. 論文標題 今市事件控訴審判決における事実認定上の問題点—情況証拠による事実認定（5）—	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 245-283頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 赤池一将、石塚伸一、斎藤司、武内謙治、豊崎七絵ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 668
3. 書名 刑事司法と社会的援助の交錯	

1. 著者名 後藤 昭、安部祥太、角田雄彦、笹倉香奈、緑 大輔、豊崎七絵ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 432
3. 書名 裁判員時代の刑事証拠法	

1. 著者名 石田倫識、伊藤睦、斎藤司、関口和徳、淵野貴生、豊崎七絵ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 976
3. 書名 刑事法学と刑事弁護の協働と展望〔大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------